[別紙2]

論文審査の結果の要旨

申請者氏名 り さんうく 李 相旭

朝鮮総督府は 1912 年に「墓地規則」を制定して、植民地朝鮮において共同墓地と火葬を強要した。ただし、1919 年に「墓地規則」は改正され、改正「墓地規則」を基調とする墓地埋葬行政が、その後長期にわたって存続した。そこで本研究は、改正「墓地規則」の要点となった私設墓地を分析対象とする。朝鮮総督府は「改正」の意義を在来慣行の尊重として自賛し、これまでの朝鮮史研究においても慣行の復活として認識される場合が多かった。本研究では制定法上の私設墓地と在来の慣行との区別に留意することで、私設墓地の歴史的性格を抽出することを試みている。

第1章では、当時の私設墓地の分布、背景として想定される葬墓慣行、植民地支配政策の中での政治的意味について分析した。その結果、制定法上の私設墓地を在来の葬墓慣行の承認・尊重として捉える視角は単純であること、旧両班(士族)の葬墓慣行のみが尊重されたこと、すなわち、墓地をめぐる社会的対立を帝国主義と被支配民族の間から被支配民族内部に転嫁するという意味で民族分裂政策としての「文化政治」にふさわしい内容をそなえた政策であったことを明らかにしている。

第2章では、植民地期林政の展開を葬墓慣行と関係づけながら分析した。朝鮮林政史上では山に墳墓を設けて周辺山林の「禁養権」を確保することが山林における権利発生の最も一般的経路であった。朝鮮総督府は、「禁養」を造林貸付に等しい行為とみなすという方法を採用して、造林を推進しつつ林野所有権をも確定していくという政策をとった。しかし、それはうまくいかず、最終的には造林の実績とは無関係に「縁故林」として所有権を付与する政策へと転換した。そして、当時の統計資料により、林野所有権が確定される過程に呼応して制定法上の私設墓地が増えるという関係を確認した。他方では、林野所有権者数と墳墓所有者数との関係から、自己所有林野上に墳墓を所持していない人々の存在を推定した。

第3章では、「墓籍台帳(墓籍届)」を分析することで、第2章の推定を裏付けた。「墓籍台帳」の分析により、自分の私有地上に墳墓を所持していない祭主の墳墓が墳墓全体の半数強を占めていたことがわかった。私設墓地認定に必要な2条件のうちのひとつが「墳墓が自己所有地上にあること」であったが、その基準に適合しない多くの祭主の存在が明らかになった。朝鮮総統府は、19年「墓地規則」改正後に、他人の許可があれば他人の墓地内に墳墓を設定してよいとする通牒を通達している。「墓地規則」に掲げた基準と在来慣行とのズレとを調整しようとする試みであると位置づけることができる。

第4章でも、ひきつづき「墓籍台帳」を分析することで、朝鮮在来社会における墳墓の 所持構造を明らかにした。具体的には、埋葬地を所有形態別に範疇化した上で、それぞれ の範疇での埋葬時期別の墳墓数の推移に着目した。その結果、山野に墳墓を設ける行為が村落を中心として「祭主の私有地」「同姓他人の所有地」「異姓他人の所有地」等で構成される埋葬地の序列的構造の下で成り立っていることを示した。そうした序列的構造成立の画期はおよそ 17 世であることが確認でき、それは、両班(士族)層における父系宗族秩序の形成と密接なかかわりがあることを明らかにした。この分析を通じて、朝鮮総督府による林野所有権の確定政策は、死者(墳墓)所持としての山野に対する権利を林野所有としての山野に対する権利に転化したという点において、すでに不均等であった関係を一層不均等な関係に置き換えたものであったという結論を得た。

以上、本研究においては、朝鮮総督府行政文書や新聞・雑誌資料を詳細に検討することを通じて、植民地朝鮮における私設墓地政策に対して新しい視点からの分析がなされている。この分析成果は、学術上、応用上資するところが少なくない。よって審査委員一同は、本論文が博士(農学)の学位論文として価値あるものと認めた。